

生活福祉資金貸付制度

この制度は生活に必要な資金を他から借り受けることが困難な低所得者世帯や障がい者世帯、高齢者世帯に対して相談支援や貸し付けを行い、生活の安定を目指すことを目的としています。



この資金を利用できる世帯は？

資金の貸し付けを受けることにより、その後の経済的自立と償還(返済)が見込まれる世帯です。

なお、資金の種類によって対象となる世帯が設定されています。

低所得世帯

世帯の所得が少なく、自立のための必要な資金の貸し付けを他から受けることが困難な世帯

障がい者世帯

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかたのいる世帯

高齢者世帯

65歳以上の高齢者のいる世帯

例えば…

教育支援資金

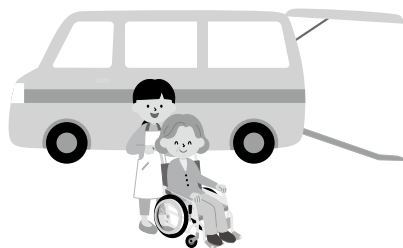
高等学校や大学へ入学するのに必要な経費、また通学に際し必要な経費について、必要最低限の資金を貸し付けます。



福祉資金

日常生活を送るうえで、一時的に必要であると見込まれる資金を貸し付けます。

例として、福祉自動車や福祉用具の購入費、転居費用などがあります。



総合支援資金

生計中心者の失業などにより生活に困窮し、生活の立て直しのために一時的な資金を貸し付けることで解決できる世帯が対象です。雇用保険や年金などの公的給付や他制度による貸し付けを受けることができない世帯であることなどの条件があります。



- 貸付制度なので、生活の立て直し、償還が見込めないと判断される場合には貸し付けできません。
- 公的給付や他の貸付制度が利用できる場合には、そちらを優先して活用いただきます。
- 貸し付けには一定の条件があり、審査によって貸し付けできない場合があります。また、決定までに1か月以上の期間を要することがありますので、お早めにご相談ください。

新型コロナウイルスの影響による生活福祉資金(特例)の貸付件数

(※令和2年3月25日から11月30日までの実績)

『緊急小口【特例】』	相談のべ件数	1,062件	貸付件数	552件
『総合支援【特例】』	相談のべ件数	381件	貸付件数	87件